

# 公文書の公開・個人情報の開示 などの請求から決定まで

## 審査会

<不服申立てを審査する>

- ◆学識経験者5人で構成される「公文書公開審査会」「個人情報保護審査会」で、慎重に審査し、実施機関に答申します。



答申

諮問

## 実施機関（担当課）

- ◆実施機関は、審査会へ諮問します。

<決定する>

- ◆実施機関は審査会の答申を尊重して、あらかじめ公文書公開や個人情報開示などの決定をします。



## 決定の通知



## 費用

- ◆閲覧は無料です。
- ◆コピー代は実費を負担していただきます。

## 閲覧または写しの交付

- ◆決定通知書で指定された日時、場所にお越しいただき、閲覧または写しの受け取りをしていただきます。



不満



納得



<訂正などの請求>

- ◆開示された個人情報に不満があるときは、訂正などの請求ができます。
- ◆その決定に納得できないときは、不服申立てができます。

## 不服申立てをする

- ◆不服があるときは、3か月以内に不服申立てができます。

## 請求する（所定の文書で）

- ◆請求や照会、相談は、行政情報課または各課へ。
- ◆個人情報の開示請求は、本人であることが証明できるものが必要です。



## 公開・非公開などの決定

- ◆請求のあった公文書を所管するところで、公開・非公開などの決定をします。



## 決定の通知

- ◆請求書を受理した日から15日以内に、請求者に決定の内容を通知します。



公開できません

不満



納得

